

北杜市プロポーザル方式の実施に関する事務処理要領

平成24年1月26日

告示第1号

改正 平成29年11月14日告示第77号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事、建設工事関連業務委託、計画策定業務委託、物品の供給及び役務の提供（以下「建設工事等」という。）の契約に関し、プロポーザルにより受注者を選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) プロポーザル 建設工事等の契約を行おうとする場合において、当該建設工事等に係る受注を希望する者（以下「参加者」という。）から企画提案書及び指定された書類（以下「提案書等」という。）の提出を受け、原則としてヒアリングを実施した上で、提案書等の審査及び評価を行い、当該建設工事等の履行に最も適した参加者を特定する方式をいう。

(2) 公募型プロポーザル 公募により参加者を募って実施するプロポーザル形式をいう。

(3) 指名型プロポーザル あらかじめ、参加させることが適当と認める者（以下「事業者」という。）を指名し実施するプロポーザル形式をいう。

(4) 評価点 プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の委員が評価した点数を合計した点数をいう。

(5) 配点 評価項目ごとに付与された点数をいう。

(対象建設工事等)

第3条 プロポーザルの対象となる建設工事等は、次の各号に掲げるものに該当する場合であって、市長が必要と認めた建設工事等とする。

(1) 高度な技術的知識と経験に基づく判断を必要とする建設工事等

(2) 新たな技術や解析手法などを採用する先例が少ない建設工事等

(3) 標準的な実施方法が定められていない建設工事等

(4) 芸術性、創造性等の能力が求められる建設工事等

(5) 計画から完了までを一括発注することにより、事務の効率化や経費の削減が図られると認められる建設工事等

(6) 前各号に掲げるもののほか、事業者の能力、技術、センス、経験により履行内容又は履行方法に顕著な差異が現れ、プロポーザルによることが適当であると認められる建設工事等

(参加資格)

第4条 プロポーザルに参加することができる参加者は、北杜市入札参加者名簿に登録

された者（以下「登録業者」という。）で、公告日又は指名通知を行った日から契約日までに、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。ただし、市長が認めるときは、対象業務の特殊性などを考慮し、登録業者以外の者が参加することもできるものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であって、同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 「北杜市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」の規定に基づく指名停止の措置期間が含まれていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過していない者でないこと。
- (5) プロポーザル実施前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定めた資格を満たす者であること。
(プロポーザルの実施)

第5条 プロポーザルを実施しようとする当該建設工事等を所管する課（以下「所管課」という。）は、第3条の規定に該当する建設工事等であって、次に掲げる事項について検討し、実施を決定するものとする。

- (1) プロポーザルを採用する具体的理由及び期待できる効果
- (2) プロポーザルの形式
- (3) 公募型プロポーザルのときは前条に規定する参加資格、指名型プロポーザルのときは指名業者及び指名理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(実施要領)

第6条 所管課は、前条に規定する実施の決定をしたときは、プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）を作成しなければならない。

2 前項に規定する実施要領の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 当該業務の趣旨又は目的
- (2) プロポーザルの事業名、概要、事業内容、履行期間及び予算
- (3) 担当部局
- (4) 参加資格要件
- (5) 参加申込み手続（公募型の場合）、募集期間及び申込方法
- (6) 説明会の開催の有無
- (7) 提案書等の作成方法、提案内容、提案書の様式、提出方法、提出先、提出期限、

提出部数、記入上の注意事項、提出書類及び著作権等の取扱い

- (8) 質疑応答
- (9) 失格事項
- (10) 審査スケジュール、審査結果の通知等
- (11) 契約に関する基本的事項
- (12) プロポーザル全体のスケジュール
- (13) 経費の負担に関する事項
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(審査委員会の設置)

第7条 所管課は、プロポーザルの審査、評価及び選定を行うための審査委員会を設置しなければならない。

- 2 審査委員会は、当該プロポーザルに係る告示又は指名通知を行う前に、審査方法、評価項目、評価基準及び選定方法を策定し、審査、評価及び選定を行う。
- 3 審査委員会の委員（以下「委員」という。）は、客観性が確保できるよう当該建設工事等に利害関係を有しない者5人以上で組織する。
- 4 審査委員会に会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 会長は審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 審査委員会の会議は、所管課の長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。
- 7 前各項に定めるもののほか、この審査会に必要な事項は、別に定める。
(審査方法等)

第8条 前条第2項に規定する審査方法、評価項目、評価基準及び選定方法は、次の各号に留意して策定するものとする。

- (1) 審査方法は、参加者から提出された提案書等を、ヒアリングの実施と併せて評価し、各委員の評価した評価点に基づき審査する方法とする。
- (2) ヒアリングを行うときは、あらかじめヒアリングを行う順番を定め、参加業者名を伏せるか否かを検討する。
- (3) ヒアリングの実施を必要でないと認めたときは、ヒアリングの実施をしないことができる。
- (4) 評価項目は、次に掲げる当該建設工事等の内容に応じて詳細な評価項目を適切に定めるものとする。
 - ア 参加者に関する項目（実績、技術者等）
 - イ 提案書等及びヒアリングに関する項目（提案事項に対する提案内容、実施体制等）
 - ウ 見積価格に関する項目（提案内容との整合性、価格評価等）
- (5) 評価基準は、評価項目ごとに点数化して評価し、評価項目の配点は、当該建設工事等の内容に応じて適切に定めるものとする。
- (6) 選定方法は、各委員の評価点に基づき、順位が最も高い参加者（以下「特定者」という。）及び特定者の次に順位が高い参加者（以下「次点者」という。）を選定す

るものとする。

(公募型プロポーザルの実施)

第9条 所管課は、公募型プロポーザルを実施しようとするときは、北杜市公告式規則(平成16年北杜市規則第1号)によりプロポーザルの公告(以下「公告」という。)を行うほか、北杜市ホームページ(以下「ホームページ」という。)により周知するものとする。

2 前項に規定する周知内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務の概要、業務名、業務内容、履行期間
- (2) 担当部局
- (3) 参加資格要件
- (4) 実施要領等の入手方法
- (5) 参加手続
- (6) 失格事項
- (7) 受託候補者の特定方法
- (8) 契約に関する基本的事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 公募型プロポーザルの公募期間は、原則として20日以上確保するものとする。ただし、市長が認めるときは、建設工事等の内容や緊急性を考慮して、その期間を短縮することができるものとする。

(指名型プロポーザルの実施)

第10条 所管課は、前条に規定するプロポーザルのほか、建設工事等の内容、目的及び参加者の範囲が限られることが明らかである場合、若しくは建設工事等の予定価格が市の実施する一般競争入札の対象金額未満である場合は、指名型プロポーザルを行うことができる。

2 所管課は、指名した事業者及び指名理由を管財課契約担当に書面により提出し、決裁を受けなければならない。

3 所管課は、指名した事業者に対し、提案書等の提出を依頼する指名通知書及び実施要領を送付するものとする。ただし、実施要領をホームページからダウンロードさせて入手させる場合は、当該指名通知書にその旨を記載することにより実施要領の送付を行わないことができる。

4 指名型プロポーザルによる提案書等の提出期限は、原則として10日以上確保するものとする。ただし、市長が認めるときは、建設工事等の内容や緊急性を考慮し、その期間を短縮することができるものとする。

(質問及び説明会)

第11条 プロポーザルの質問をする参加者は、所管課までファックスで行うものとし、質問に対する回答は、受付の翌日から起算して3日以内にホームページにより行うものとする。この場合において、当該参加者は、ファックスの着信確認を所管課に行わなけ

ればならない。

- 2 所管課は、プロポーザルの実施にあたり、必要に応じて説明会を開催することができる。この場合において、説明会の実施日時及び場所等の周知については、公告又は指名通知により行うものとする。

(特定者等の選定)

第12条 審査委員会は、第8条第5号に規定する評価基準に基づき、当該プロポーザルの参加者から提出された提案書等の審査及び評価を行い、特定者1人及び次点者1人を選定する。

- 2 審査委員会は、前項に規定する選定において、参加者の当該業務に対する意欲や理解力及び提案内容をより理解するため、必要に応じてプレゼンテーション又はデモンストレーションを行わせることができる。
- 3 審査委員会は、参加者の全ての企画提案について、プロポーザルの目的が十分に達成できないものであると判断したときは、特定者及び次点者を選定しないものとする。
- 4 所管課は、審査の結果を速やかに当該参加者に通知し、公表するものとする。この場合において、当該参加者は、その結果について通知日の翌日から起算して3日以内に当該所管課へ説明を求めることができるものとする。

(公正なプロポーザルの確保)

第13条 参加者は、次の各号に定めるもののほか、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。

- (1) 参加者は、プロポーザルにあたり競争を制限する目的で他の参加者と参加意思又は見積価格についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。
 - (2) 参加者は、他の参加者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。
 - (3) 参加者は、他の参加者を探る行為をしてはならない。
- 2 委員は、プロポーザルの参加者に対して、助言、指導その他の援助を行ってはならない。

(プロポーザルの延期又は中止)

第14条 市長は、天災等の不可抗力による場合、又はプロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めるときは、既に公告若しくは通知した事項の変更又は当該プロポーザルを延期若しくは中止することができる。この場合において、参加者が損害を受けることがあっても市は賠償の責任を負わないものとする。

(失格)

第15条 市長は、参加者が次の各号いずれかに該当するときは、当該参加者を失格させることができる。

- (1) 参加資格要件を満たしていないとき。
- (2) 提出方法、提出先及び提出期間に適合しないとき。
- (3) 公告、指名通知及び実施要領等に示された条件に適合しないとき。

- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
- (5) 記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
- (6) 許容された表現方法以外の表現が用いられているとき。
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき。
- (8) 委員又は事務局等関係者に対する援助を、直接的又は間接的に求めたとき。
- (9) その他審査の公平さに影響を与える行為があったと認められるとき。

(提案書等の取扱い)

第16条 提出された提案書等の著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの参加者に帰属するものとする。

2 プロポーザルの中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法（昭和45年法律第48号）に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得なければならない。この場合において、第三者の著作物の使用に関する責は、使用した参加者にすべて帰するものとする。

3 提出された提案書等は、特定者及び次点者の選定作業に必要な範囲内において、複製し使用することがある。

4 提出された提案書等は、参加者に返却しない。

(契約の締結)

第17条 市長は、特定者と提案内容について協議を行った上で、契約するものとする。

2 契約は予定価格の制限の範囲内で、施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とする。

3 特定者と協議が整わない場合は、次点者と協議を進めることとする。

(費用の負担)

第18条 プロポーザルの参加に要した一切の経費は、原則的に参加者の負担とする。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関し必要な事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年11月14日告示第77号）

この告示は、公布の日から施行する。